

子ども家庭課

議案第53号

旧港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令における母子及び父子福祉資金貸付金の違約金の利率が年5パーセントから年3パーセントに改定されました。

区は、女性福祉資金貸付事業における償還事務の適正な運用を図るため、旧港区女性福祉資金貸付条例の延滞利子の利率を同様に改定します。

1 これまでの利率改定の経緯

平成27年に同種の貸付金である東京都母子及び父子福祉資金貸付金の違約金及び東京都女性福祉資金貸付金の延滞利子の利率が、年10.75パーセントから年5パーセントへ引き下げられたことに伴い、港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(平成27年10月16日条例第42号)により同様に引き下げを行いました。

今回、東京都母子及び父子福祉資金の延滞利子の利率が年5パーセントから年3パーセントに引き下げられたことに伴い、同様の引き下げを行うものです。

2 改正内容

旧港区女性福祉資金貸付条例第18条の延滞利子の利率を年5パーセントから年3パーセントに引き下げます。

3 適用期日

令和2年4月1日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用します。